

第 4 4 号議案

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 3 月 1 2 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

保険料の基準額等を改めるとともに、介護保険法施行令の改正等に
伴い規定を整備する必要がある。

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「67,973円」を「68,709円」に改め、同条第3項を削る。

第18条第1項中「合計所得金額（」の次に「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を加える。

第22条第1項に次の2号を加える。

(5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があること。

別表1の項中「100分の50」を「100分の45」に、「33,900円」を「30,900円」に改め、同表2の項中「40,700円」を「41,200円」に改め、同表3の項中「47,500円」を「48,000円」に改め、同表4の項中「57,700円」を「58,400円」に改め、同表5の項中「67,900円」を「68,700円」に改め、同表6の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「74,700円」を「75,500円」に改め、同表7の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「81,500円」を「82,400円」に改め、同表8の項中「又は1

4の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「91,700円」を「92,700円」に改め、同表9の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「101,900円」を「103,000円」に改め、同表10の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「115,500円」を「116,800円」に改め、同表11の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「135,900円」を「137,400円」に改め、同表12の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「156,300円」を「158,000円」に改め、同表13の項中「又は14の項(2)」を「、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)」に、「176,700円」を「178,600円」に改め、同表14の項中「部分を除く。）」の次に「、15の項(2)又は16の項(2)」を加え、「203,900円」を「206,100円」に改め、同表15の項中「14の項」を「16の項」に、「100分の350」を「100分の380」に、「237,900円」を「261,000円」に改め、同項を同表17の項とし、同表14の項の次に次の2項を加える。

15	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が25,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から14の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、そ	100分の350	240,400円
----	---	----------	----------

	<p>の者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は16の項(2)に該当する者を除く。）</p>		
16	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 合計所得金額が30,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から15の項までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>	100分の360	247,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第1項、第18条第1項及び別表の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。